

# 第7章

## 市立中央病院の役割

## 1 公立病院を取り巻く状況

### ① 国等の医療政策

- 国では、未曾有の超高齢社会に対応するため、目下進められている社会保障・税一体改革の中で、医療提供体制も含めた社会保障制度全般についての見直しが予定されています。この一体改革において、消費税率の引き上げにより確保した財源を活用して、医療の機能強化と重点化・効率化に取り組み、団塊の世代が75歳となる2025年に向けて、医療提供体制の再構築と地域包括ケアシステムの構築を図ることとしています。
- 都道府県においては、地域の医療需要の推計や、各医療機関から報告された病棟単位での医療機能の現状と今後の方向性の情報などを活用して、地域医療のビジョン（地域医療構想）を定めることになっており、各医療機関は、都道府県が定める地域医療構想の実現に向けた取組を求められることとなります。

### ② 公立病院の役割

- 平成19年12月に示された「公立病院改革ガイドライン」（以下、「旧ガイドライン」という。）では、公的医療機関が果すべき役割として、地域において必要な医療のうち採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあるとされました。そして、具体例として、過疎地等における一般医療の提供、救急・小児・周産期などの不採算・特殊部門の医療の提供、がんセンターなどの高度・先進医療の提供、広域的な医師派遣の拠点としての機能が挙げられました。また、病院事業を設置する地方公共団体には、「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」の3つの視点に立った改革プランの策定が求められました。
- 平成27年3月、総務省から旧ガイドラインに代わる「新公立病院改革ガイドライン」（以下、「新ガイドライン」という。）が示されました。新ガイドラインにおいて示されている公立病院改革の基本的な考え方は、旧ガイドラインと大きく変わるものではありませんが、国の医療制度改革との連携を図るとともに、旧ガイドラインで示された3つの改革の視点に加え、4つ目の視点として都道府県が策定する「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を求めています。







- 紹介率及び逆紹介率の向上を図る取組を実施する中で、患者やその家族などに対し、市立中央病院と地域の診療所などとの連携や役割分担の周知を図るとともに、かかりつけ医の普及に向けた啓発に取り組みます。
- 市民などからの要望が多い周産期医療や歯科診療（後方支援病院機能）については、現状の施設での対応が困難であるため、県立西宮病院との統合を目指した取組の中で、これらの充実等に向け、引き続き検討します。
- 患者の状態に応じた医療サービスを提供できるよう現在の病床機能を分化し、新たに重症患者や急性期を脱した患者を受け入れる病床の整備を図ります。

#### 【災害時の医療】

- 災害時においても継続して医療の提供が行えるよう、建物の耐震化と施設・設備の老朽化対策に取り組む一方で、施設面での大幅な機能向上については、現施設では対応が困難であるため、県立西宮病院との統合を目指した取組の中で検討します。
- 災害時に備え、災害対策訓練での課題を検証し、院内での診療体制の強化に取り組むとともに、他の医療機関、各種団体との連携の強化に努めます。

#### 【将来の医療需要への対応】

- 増加する救急患者、がん患者などに対応するため、医療スタッフの確保を図るとともに、多職種連携によるチーム医療を推進するなど、診療機能の強化に向けた体制の整備を図ります。
- より高度な医療サービスを提供するため、医療スタッフのスキルアップを図るとともに、更新時期を迎えた医療機器等を整備します。

#### 【将来のあり方】

- 市内にある二つの公立病院（市立中央病院、県立西宮病院）がひとつの大規模基幹病院として医療を提供できれば、お互いの不足する診療科を補い、より高度な医療を市民に提供することが可能となります。

総務省が定めた「新ガイドライン」においても、公立病院の再編・ネットワーク化の必要性を十分検討することが求められており、限られた医療資源の有効活用の点からも病院の再編が求められています。

このようなことから、市内の医療環境の向上を図るために、引き続き、市立中央病院と県立西宮病院との統合を目指した取組を進めます。